

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報」について(2/15 現在)

現在(2020年2月)、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が中国を中心に世界中で猛威を振るっています。経済産業省は、1月29日に「新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設」しました。その後、2月14日に事業者向けの支援策が閣議決定されて施策が実施されています。2月14日現在、中小企業庁のHPにてコロナウィルス専門ページが開設されています。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報
<https://bit.ly/2tY3r3d>

特に、飲食・小売・サービス関連、観光関連、インバウンド関連、中国企業との取引の多い中小企業におかれましては、随時確認するようにしてください。なお、現在、中小企業庁から発信されている施策情報は以下の通りです。

- ・「経済産業省関係 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策」を取りまとめました(令和2年2月14日)
<https://bit.ly/37sk1pQ>
- ・日本政策金融公庫が新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を開設し、セーフティネット貸付の要件を緩和します(令和2年2月14日)
<https://bit.ly/2Hs1104>
- ・今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、親事業者に要請します(令和2年2月14日)
<https://bit.ly/3bIPffM>
- ・新型コロナウイルス感染症に関して、事業者の資金繰りに支障が生じないように金融機関等への要請を行いました(令和2年2月7日)
<https://bit.ly/2SHWuvA>
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援として、相談窓口を開設します(令和2年1月29日)
<https://bit.ly/2Hq2Qun>

また、次のWEBページについては定期的にアクセスして情報を確認するようにして下さい。

<企業経営者向け>

- ・中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/>
- ・日本政策金融公庫
<https://www.jfc.go.jp/>
- ・全国の信用保証協会(リンク)
<https://bit.ly/3bGstow>
- ・国税、税務署
<https://www.nta.go.jp/>
- ・日本年金機構
<https://www.nenkin.go.jp/>

<コロナウィルス／一般情報>

- ・首相官邸
<https://www.kantei.go.jp/>
- ・厚労省
<https://bit.ly/2SPDlb2>
- ・保健所管轄区域案内
<https://bit.ly/2wmd7FP>

「資金調達/資金繰り」対策について

中小企業向けの公的金融施策としては、以下の施策が実施されます。

- 1) セーフティネット保証4号・5号
- 2) セーフティネット貸付(要件緩和)
- 3) 衛生環境激変対策特別貸付
- 4) 金融機関等への配慮要請(リスク等)
- 5) ものづくり・商業・サービス補助金、続化補補助金、IT導入補助金の優先支援
- 6) 雇用調整助成金の要件緩和

セーフティネット貸付に関しては「**売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資**」とされています。また、衛生環境激変対策特別貸付に関しては、「別枠1千万円(旅館業を営む方は、別枠3千万円)」となっています。施策活用の最大のポイントは、**できるだけ迅速に相談・申請手続きを**することです。このような施策については、非常時においては比較的審査基準が緩めになる傾向があります。また、取引先の金融機関、及び地元自治体の支援窓口などに関しては、常に情報収集するように心がけてください。何しろ“最新の情報”が大切です!!